

○ 第2回農業者年金オンラインセミナー質疑応答集

項番	質問	回答
1	農業者年金は終身年金でしょうか？	農業者年金は終身年金です。そのため、一生涯年金を受け取ることができます。農業者年金の最大のメリットであると考えております。
2	何歳から受給できますか？	農業者老齢年金については、65歳から75歳の間で受給開始時期を選択することができますので、年金の受給を開始したいときに裁定請求を行うことにより受給できます。なお、60歳から64歳までの間で、繰上げ請求することもできます。 また、政策支援加入により、保険料の国庫補助を受けられていた方は、以下の①～③の受給要件を満たした上で、年金の受給を開始したいときに裁定請求を行うことで特例付加年金を受け取ることができます。なお、60歳から64歳までの間で、農業者老齢年金と併せて繰上げ請求することもできます。 ① 保険料納付済期間等が20年以上あること ② 農業を営む者でなくなったこと（経営継承） ③ 65歳以上であること
3	受給開始時点で農業所得があると支給されないのでしょうか？	農業者老齢年金については、農業所得の有無は影響なく支給されます。 一方、特例付加年金については注意が必要です。特例付加年金の受給要件として、農業所得の納税申告名義を経営継承の相手方に変更等する必要があります。このため、特例付加年金の受給開始以後、当該申告名義を受給者本人から変更していなかった場合には、特例付加年金が裁定取消又は支給停止となることがあります。
4	農業者年金には夫婦のどちらかが加入しておけば良いのでしょうか？その場合、どちらが加入すべきでしょうか？リスクなどもあれば併せて教えてください。	仮に夫婦のどちらかしか加入ができない事情があれば、女性は男性よりも長生きという背景に鑑み、長生きリスクに備えるという観点からも奥様が加入することが望ましいと考えます。 他方、加入要件を満たしていれば、夫婦のみならず、ご家族全員で加入いただき一人一人が将来に備えて積み立てを行っていただくことが望ましいと考えています。その際、経営主がご家族分の保険料を負担した場合、その保険料の全額が社会保険料控除として経営主の所得から控除することができるため、税負担が軽減されます。ぜひご活用いただきたいと思います。
5	農業者年金とiDeCoの運用益や貰う段階での税金の違いを知りたい。	農業者年金は農業者年金基金が一括して運用しており、その運用益は、制度発足（平成14年度）から令和6年度までの平均運用利回りとして2.89%を確保しているところです。一方のiDeCoについては、個人個人が商品を選択し運用するため、ご自身の運用の成績によるということになります。 年金として受給する際については、農業者年金もiDeCoも公的年金等控除の対象となり、税の優遇措置を受けることができます。このため、両制度に違いはありません。
6	農業者年金と国民年金基金の運用益やメリット・デメリットを知りたい。	国民年金基金は、1991年に制度が発足しており、当時加入した方々については、5.5%の利回りが約束された年金額となっております。一方、2014年以降に加入された方々の利回りについては、1.5%となっており、2013年1月に日本銀行が「物価安定の目標」として定めた消費者物価の前年比上昇率2%を下回る水準となっております。これに比べ、農業者年金の運用成績は、現状では項番5の回答のとおり、2.89%となっているところです。今後加入を検討される方々は、この点について考慮いただきたいと思います。 また、農業者年金と国民年金基金は、両制度とも積立方式の終身年金であり、税の優遇措置も同じで似ている制度ですが、1点大きな違いとして、確定拠出型（農業者年金）か、確定給付型（国民年金基金）かという点が挙げられます。つまり、将来もらえる年金額が運用の成績によって変わるのが農業者年金であり、将来もらえる年金額が決まっているのが国民年金基金ということになります。

○ 第2回農業者年金オンラインセミナー質疑応答集

項番	質問	回答
7	農業者年金と個人年金の違いを知りたい。	民間の保険会社等が販売する個人年金保険には様々な商品があるため、それぞれと比較する必要があると考えますが、大前提として次の違いがあります。 ① 個人年金保険には終身型の商品はほぼ存在しないこと。（農業者年金は終身年金） ② 保険料を拠出している期間の税の優遇措置について、個人年金保険は生命保険料控除の一部としてのみ所得控除※となること。（農業者年金は本人の保険料全額（最高80万4千円）に加え、例えば経営主がご家族分の保険料を負担した場合、その保険料も含めて全額が社会保険料控除として経営主の所得から控除することができる） ※平成24年1月1日以後に締結した契約については、一般生命保険料控除として所得税最高4万円（ただし、その他死亡保険等の契約との合算）、または当該契約が所定の要件を満たしている場合、個人年金保険料控除として所得税最高4万円。 なお、農業者年金と個人年金保険は同時に加入することが可能ですので、まずは農業者年金に加入していただき、資産に余裕があり、より多くの年金受給を希望する場合には個人年金にも加入いただければ良いのではないかと考えております。
8	農業者年金又はiDeCoを解約した場合、解約返戻金がありますか？(解約時、支払った保険料が返ってくる年金商品に加入したいと考えている。)	農業者年金については、脱退（解約）した場合でも脱退一時金（解約返戻金）はなく、将来年金として受給していただくこととなります。 iDeCoについても、原則脱退（解約）はできませんが、掛金の通算拠出期間が5年以内、管理資産が25万円以下などの要件を全て満たした場合にのみ脱退が可能であり、脱退一時金（解約返戻金）を受け取ることが可能です。 なお、支払った保険料が返ってくる年金商品としては、民間の保険会社等が販売する個人年金保険が該当するものと考えております。詳しくは各保険会社等にお問い合わせください。
9	今43歳で、20歳頃から入っている国民年金基金から乗り換えようと思っているのですが、メリット、デメリットでいえばどちらの方がオススメでしょうか？	項番6の回答のとおり、国民年金基金に2013年以前の良い利回りの時代に加入されているのであれば、農業者年金に加入し直す必要はないものと考えます。
10	iDeCoは元本割れしないのですか？	元本割れする可能性があります。iDeCoについては、個人個人が商品を選択し運用するため、マイナスになった場合は自己責任となります。
11	農地は所有しておらず、市民農園を利用し週末のみ農業に従事（60日以上）している場合であっても農業者年金に加入は可能なのでしょうか。	農業者年金の通常加入の要件は次の3つとなっています。 ① 年間60日以上農業従事者であること。 ② 年齢が20歳～65歳未満の者であること。 ③ 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）※ただし、60歳以上は国民年金の任意加入被保険者であること。 旧制度の農業者年金は、農地の権利名義等が必要でしたが、新制度の農業者年金は当該要件はございません。農業上の要件は、「年間60日以上農業従事」のみとなっておりますので、ご質問のような場合であっても、上記の加入要件を満たしていれば、加入することが可能となります。 なお、政策支援加入については、上記の3つの要件に加え、次の3つの要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。 ① 60歳までに保険料納付済期間等が20年以上見込まれること。 ② 農業所得が900万円以下であること。 ③ 認定農業者かつ青色申告者等必要な要件を具備していること。
12	農業者年金に加入しつつ、NISAを利用することは可能でしょうか。	可能です。
13	セミナー開催ありがとうございます。農業者年金の裁定時にご自身の年金総額が確定すると聞いています（元本＋運用益）。その後は、月額が確定して、取り崩していくイメージです（もう運用は行わない）。裁定後も運用すると資産が増えると思うのですが、裁定後は運用しない理由があれば教えていただきたいです。どうぞよろしくお願い致します。	裁定後の皆さまの年金原資は、年金を確実にお支払いするため、国内債券により安定した運用を行っています。このため、皆さまの年金額は、予定利率（令和7年度は1.35%）分による運用益を考慮し、決定しています。

○ 第2回農業者年金オンラインセミナー質疑応答集

項番	質問	回答
14	国内債券比率が高い理由をご教授下さい。	農業者年金基金の年金資金の運用に当たっては、加入者の意向を尊重して行うことが重要と考えていることから、加入者の方に資金運用についてのご意見、ご意向を把握するアンケート調査を実施しております。当該アンケートの結果において、「たとえ運用利回りが下がったとしても、リスクは増やしたくない」との回答が多くあったことから、リスクの少ない国内債券を中心に株式等を一定割合組み合わせ、一定の利回りを確保するよう運用しています。
15	農業者年金のデメリットを教えてください。	デメリットとしては、以下の3点であると考えています。 ① 自分自身で運用指図ができないこと（農業者年金基金が一括して運用）。 ② 脱退した場合、脱退一時金がないこと（将来年金として支給）。 ③ 死亡一時金が払い込んだ保険料を下回ることがあること。
16	加入が仮に1か月だけでも年金が受給できるということですが、トータル2万円だとしたら年金額はなるのでしょうか？どのような計算になりますか？	年金額は、裁定請求時に「年金原資（納付済み保険料＋運用収入）÷年金現価率」で計算されます。 ご質問のようにトータル2万円の保険料であっても、若いうちに加入すれば運用される期間が長くなりますので、それに応じて年金額も上昇します。 ① 例えば、20歳0ヶ月で1月（2万円）のみ加入した場合は次のとおりです。 <u>年金原資（20,000円（納付済み保険料）+33,117円（運用収入））÷20.46682（年金現価率）＝2,600円（年金額（年額））</u> ② 59歳11ヶ月で1月（2万円）のみ加入した場合は次のとおりです。 <u>年金原資（20,000円（納付済み保険料）+1,816円（運用収入））÷20.46682（年金現価率）＝1,100円（年金額（年額））</u> 【前提条件】 ・4月2日生まれの男性として試算 ・年金現価率は20.46682（令和7年度に65歳で農業者老齢年金を裁定請求すると仮定） ・運用利回りは2.5% なお、年金額の試算については、農業者年金基金のホームページに年金シミュレーターがございますので、そちらを併せてご活用いただきたいと思います。 ・農業者年金基金ホームページ「年金シミュレーター」 https://www.nounen.go.jp/nounen/nenkingaku/web.html
17	農業者年金の利回りは何パーセントくらいですか。	制度発足（平成14年度）から令和6年度までの平均運用利回りは2.89%となっております。また、令和2年度～令和6年度の5年間の平均運用利回りは4.15%となっております。
18	インフレ時の資産運用として年率2.5%を目指すべきとの事ですが、80歳までに受け取る金額は、支払った金額+2.5%（複利）でいただけるのでしょうか？	農業者年金は、保険料や加入期間に応じて、事前に受け取る年金額が決まっている制度とは違い、皆様が納めた保険料とその運用収益を合計した金額によって受け取る年金額が事後に決まる「確定拠出型」の年金制度です。 また、農業者年金基金では、債券の金利や株価、為替が変動することを前提に、各投資対象資産のリスクとリターンの特性を踏まえた最適な資産構成割合（政策アセットミクス）を定めております。現在の政策アセットミクスは期待リターンを2.72%に設定しておりますが、金融・経済情勢等の運用環境の影響により、運用成績がプラスになる年やマイナスになる年があります。 このため、ご質問の内容についてはお答え出来かねます。 短期的には、運用成績が変動しマイナスになることがありますが、長期的な運用により安定した運用収益を上げることが期待されます。 なお、、農業者年金は生涯にわたり年金をお受け取りいただける終身年金です。この点について御理解いただければ幸いです。
19	近年の農業者はとても元気で、65歳を超えても農作業されている方もおられますが、65歳以上でも農業者年金を掛けることはできないのでしょうか。	現在、65歳以上の方が加入できる制度にはなっておりません。何とぞご理解のほどよろしく申し上げます。 なお、国民年金の任意加入被保険者の方であれば、65歳までの加入は可能となっております。
20	年金を貰い始めると、終身同じ額が貰えるのでしょうか？	農業者老齢年金と特例付加年金は、終身同じ年金額を受給できます。 なお、特例付加年金は、農業経営の再開等により、支給停止に該当する場合があります。
21	セミナーの最後に、解説者の方のお名前等もう一度教えていただきたいです。	株式会社ジーステラエンタープライズ代表取締役の堀口浩様及び株式会社アセット榊代表取締役の榊原喜久様です。